

大阪市立大学年俸制教員給与規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。第57条の規定に基づき、同条第3号に掲げる教員（以下「年俸制教員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績年俸及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当とする。

第2章 基本年俸の支給基準

(基本年俸)

第3条 基本年俸は、その者の職務と責任に応じて、別表第1の基本年俸表に定める額を支給する。

(職務の級の決定)

第4条 年俸制教員の職務の級（別表第1の基本年俸表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の教員の例により決定する。

(採用時の基本年俸)

第5条 新たに年俸制教員となった者の基本年俸の号給は、昇給等規程の教員の例により決定する。

2 前項にかかわらず、大阪市立大学年俸制特定有期雇用教員給与規程（以下「年俸制有期教員給与規程」という。）の適用を受ける者から引き続いて、新たに年俸制教員となった者の基本年俸の号給は、年俸制有期教員給与規程の適用を受ける初日において教員となったものとみなして昇給等規程の教員の例により決定される号給に、年俸制有期教員給与規程の適用を受けていた期間の合計月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を3月で除して得た号給数を加えた号給とする。

(昇格・降格時の基本年俸)

第6条 年俸制教員が昇格又は降格した場合における基本年俸の号給は、昇給等規程の教員の例により決定する。

(基本年俸の定時改定)

第7条 基本年俸の改定は、その者の評価の期間における人事評価、勤務状況等を勘案して、直前の定時改定以後の勤務年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に応

じて、その者の号給に、別表第2に定める号給数を加えた号給とする。

2 前号に定めるもののほか、改定に必要な事項は、理事長が定める。

(基本年俸の情勢改定)

第8条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、基本年俸を改定することができる。

(基本年俸の決定の特例)

第9条 第4条による職務等級の定めがない職にある者の基本年俸の額は、理事長がその者の職務の内容及び経歴等を勘案して決定する。

2 その者の従事する職務の内容、経歴及び人事評価等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前条の規定にかかわらず基本年俸の額を決定することができる。

(基本年俸の調整額)

第10条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、基本年俸表の額をもって基本年俸とすることが適当でないとき、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する年俸制教員は別表第3に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

第3章 業績年俸の支給基準

(業績年俸)

第11条 業績年俸は、第2章の規定により決定する職務の級及び号給に応じて、別表第4の業績年俸表に定める額を支給する。

2 職務の級が4級である者に対する業績年俸表の適用については、第13条の規定により公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第6(2)の区分欄に定める1種甲及び1種乙区分の管理職手当の支給を受ける者にあつては4級の1種の欄、それ以外の者にあつては4級の1種以外の欄を適用する。

3 第14条の規定により管理職手当の支給を受ける者については、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を第1項に規定する額に加えることができる。

- | | | |
|-----|-----|----------|
| (1) | 1種甲 | 484,000円 |
| (2) | 1種乙 | 396,000円 |
| (3) | 2種 | 330,000円 |
| (4) | 3種 | 277,200円 |

4 前項第4号の規定は、副研究科長の職にある年俸制教員には適用しない。

(評価による業績年俸の加算及び減算)

第12条 第7条の規定により決定する評価の結果が優秀な年俸制教員の業績年俸は、次の各号に掲げる評価区分に応じて、当該各号に定める額を第1項に規定する額に加えた額とすることができる。

(1) 評価が S である者 理事長が定める額

(2) 評価が A である者 200,000 円

2 第 7 条の規定により決定する評価の結果が C である年俸制教員の業績年俸は、第 1 項に規定する額から 200,000 円を減じた額とすることができる。

(業績年俸の情勢改定)

第 13 条 第 11 条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、業績年俸を改定することができる。

(業績年俸の決定の特例)

第 14 条 第 11 条第 1 項による職務等級の定めがない職にある者の業績年俸の額は、理事長がその者の職務の内容及び経歴等を勘案して決定する。

2 その者の従事する職務の内容、経歴及び人事評価等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前条の規定にかかわらず業績年俸の額を決定することができる。

第 4 章 諸手当の支給基準

(管理職手当)

第 15 条 年俸制教員の管理職手当については、給与規程第 12 条及び第 13 条を準用して支給する。

(職務負担手当)

第 16 条 年俸制教員の職務負担手当については、給与規程第 14 条を準用して支給する。

(初任給調整手当)

第 17 条 年俸制教員の初任給調整手当については、給与規程第 15 条を準用して支給する。

(扶養手当)

第 18 条 年俸制教員の扶養手当については、給与規程第 16 条から第 18 条までを準用して支給する。

(地域手当)

第 19 条 年俸制教員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 11 (東京都の特別区の存する地域に在勤する年俸制教員にあつては、100 分の 14) (第 32 条に規定する休職者については、扶養手当の月額) を乗じて得た額とする。

(地域手当の始期及び終期)

第 20 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、給与規程第 10 条及び第 11 条を準用して、計算する。

(住居手当)

第 21 条 年俸制教員の住居手当については、給与規程第 21 条から第 23 条までを準用して支給する。

(通勤手当)

第 22 条 年俸制教員の通勤手当については、給与規程第 24 条を準用して支給する。

(単身赴任手当)

第 23 条 年俸制教員の単身赴任手当については、給与規程第 25 条から第 27 条までを準用して支給する。

(特殊勤務手当)

第 24 条 年俸制教員の特殊勤務手当については、給与規程第 28 条を準用して支給する。

(時間外勤務手当)

第 25 条 年俸制教員の時間外勤務手当については、給与規程第 29 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第 26 条 年俸制教員の夜間勤務手当については、給与規程第 30 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

(管理職員深夜勤務手当)

第 27 条 年俸制教員の管理職員深夜勤務手当については、給与規程第 31 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 28 条 年俸制教員の勤務 1 時間当たりの給与の額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「基本年俸（調整額含む）の額」} + \text{「業績年俸の額」} + \text{「諸手当の年額」}}{\text{「年間勤務時間」}}$$

2 前項に規定する諸手当の年額とは、次の計算式により得られる諸手当の額に 12 を乗じて得た額とする。

$$\text{「諸手当の額」} = \text{「管理職手当の月額」} + \text{「管理職手当に対する地域手当の月額」} + \text{「職務負担手当の月額」} + \text{「初任給調整手当の月額」}$$

3 第 1 項に規定する年間勤務時間とは、次の計算式により得られる時間とする。

$$\text{「年間勤務時間」} = \text{「週所定労働時間数」} \times (365 - \text{「年間祝日等日数」}) \div 365 \times 52$$

4 前項の週所定労働時間数及び年間祝日等日数の定義については、給与規程第 32 条第 3 項の規定を準用する。

5 第 3 項に規定する年間勤務時間に 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第 29 条 前 4 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

2 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、

この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

(宿日直手当)

第30条 年俸制教員の宿日直手当については、給与規程第34条を準用して支給する。

(クロスアポイントメント手当)

第31条 年俸制教員のクロスアポイントメント手当については、給与規程第36条を準用して支給する。

第5章 休職者等の給与

(休職者等の基本年俸及び諸手当)

第32条 次の各号に掲げる休職等となった年俸制教員のその間の基本年俸及び諸手当については、給与規程第5章に定める休職等となった教職員に支給される給与の規定を準用して支給する。この場合、給料を基本年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 就業規則第21条第1項の規定による休職
- (2) 就業規則第53条第3号の規定による停職
- (3) 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業及び介護休業
- (4) 育児介護休業規程に規定する育児短日数勤務
- (5) 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に基づく自己啓発等休業
- (6) 就業規則第47条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業

2 前項に規定する基本年俸月割額とは、基本年俸及び調整額の合計額を12で除した額（以下「基本年俸月割額」という。）とする。

(休職者等の業績年俸)

第33条 休職等の事由により勤務していない年俸制教員の業績年俸は、公立大学法人大阪管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第18条の規定を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

(懲戒処分を受けた者に対する業績年俸の減額)

第34条 就業規則第53条に定める戒告、減給または停職の処分を受けた年俸制教員については、理事長が別に定めるところにより、業績年俸を減額して支給する。

第6章 給与の減額

(基本年俸の減額)

第35条 年俸制教員が所定の勤務日に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、給与規程第6章の規定を準用して、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの基本年俸の額をその者に支給すべき基本年俸から減額する。この場合、給料を基本年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第 20 条に規定する年次有給休暇
 - (2) 勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇
 - (3) 勤務時間等規程第 31 条に規定する病気休暇
 - (4) 勤務時間等規程第 33 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
 - (5) 就業規則第 19 条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）
 - (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 勤務 1 日当たりの基本年俸の額は、基本年俸月割額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
 - 3 勤務 1 時間当たりの基本年俸の額は、第 28 条を準用して計算する。

（基本年俸の減額方法）

第 36 条 前条の規定により減額すべき基本年俸の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の基本年俸から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

（諸手当の減額）

第 37 条 管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の減額については、給与規程第 48 条から第 50 条までを準用して減額する。

第 7 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

（年俸の計算期間）

第 38 条 基本年俸及び業績年俸（以下「年俸」という。）の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

- 2 前項に定めるもののほか、給与の計算期間は、給与規程、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程、その他給与規程の関係規程において別に定める場合を除き、月の初日から末日までとする。

（支払日）

第 39 条 基本年俸及び諸手当の支給日は、給与規程第 52 条を準用して決定する。

- 2 業績年俸の支給日は、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第 14 条を準用して決定する。
- 3 本規程等において別に定める場合を除き、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポ

イントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

4 通勤手当の支給日は、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程に定めるところによる。

(基本年俸及び業績年俸の支給方法)

第 40 条 基本年俸及び業績年俸は、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 基本年俸 12 等分して毎月の給与支給日に支給する。
- (2) 業績年俸 2 等分して 6 月及び 12 月の業績年俸支給日に支給する。

(新たに年俸制教員になった者に対する支給方法)

第 41 条 計算期間の途中に新たに年俸制教員になった者の基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第 13 条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

(退職者等に対する支給方法)

第 42 条 年俸制教員である者が、年俸制教員の職を離れたときの基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第 14 条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と、就業規則第 57 条第 1 号を第 57 条第 3 号と、管理職を年俸制教員の職と読み替えるものとする。

(昇格者に対する支給方法)

第 43 条 年俸制教員のうち計算期間の途中に職務等級が変更された者の基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第 15 条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

(給与の支払方法等)

第 44 条 前 5 条に定めるほか、給与の支払方法等については、給与規程第 7 章及び第 8 章の規定を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(合併に伴う経過措置)

2 本則の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間においては、本則中「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」と読み替え、(旧)公立大学法人大阪市立大学年俸制教員給与規程及び関係する規程等に定める内容を適用する。

別表第1

基本年俸表

号給	1級	2級	3級	4級
1	2,786,544	3,643,020	4,344,984	5,586,408
2	2,815,848	3,684,312	4,391,604	5,619,708
3	2,845,152	3,725,604	4,438,224	5,655,672
4	2,874,456	3,769,560	4,486,176	5,690,304
5	2,902,428	3,810,852	4,530,132	5,723,604
6	2,931,732	3,849,480	4,582,080	5,758,236
7	2,961,036	3,889,440	4,627,368	5,791,536
8	2,990,340	3,926,736	4,673,988	5,826,168
9	3,020,976	3,961,368	4,715,280	5,863,464
10	3,052,944	4,002,660	4,764,564	5,895,432
11	3,084,912	4,042,620	4,808,520	5,927,400
12	3,116,880	4,082,580	4,853,808	5,960,700
13	3,147,516	4,118,544	4,895,100	5,992,668
14	3,179,484	4,153,176	4,929,732	6,024,636
15	3,211,452	4,187,808	4,967,028	6,059,268
16	3,243,420	4,222,440	5,004,324	6,092,568
17	3,274,056	4,254,408	5,037,624	6,121,872
18	3,320,676	4,291,704	5,066,928	6,153,840
19	3,367,296	4,327,668	5,096,232	6,187,140
20	3,413,916	4,366,296	5,129,532	6,220,440
21	3,460,536	4,395,600	5,157,504	6,251,076
22	3,508,488	4,434,228	5,185,476	6,281,712
23	3,556,440	4,471,524	5,213,448	6,312,348
24	3,600,396	4,510,152	5,242,752	6,342,984
25	3,645,684	4,540,788	5,272,056	6,373,620
26	3,686,976	4,576,752	5,298,696	6,404,256
27	3,730,932	4,608,720	5,324,004	6,433,560
28	3,770,892	4,643,352	5,350,644	6,464,196
29	3,812,184	4,676,652	5,378,616	6,494,832
30	3,846,816	4,707,288	5,403,924	6,524,136
31	3,880,116	4,737,924	5,427,900	6,552,108
32	3,913,416	4,769,892	5,453,208	6,581,412

33	3, 949, 380	4, 795, 200	5, 477, 184	6, 609, 384
34	3, 989, 340	4, 824, 504	5, 502, 492	6, 638, 688
35	4, 025, 304	4, 853, 808	5, 529, 132	6, 666, 660
36	4, 063, 932	4, 884, 444	5, 554, 440	6, 695, 964
37	4, 103, 892	4, 917, 744	5, 579, 748	6, 725, 268
38	4, 134, 528	4, 947, 048	5, 602, 392	6, 749, 244
39	4, 163, 832	4, 973, 688	5, 623, 704	6, 771, 888
40	4, 198, 464	5, 002, 992	5, 646, 348	6, 795, 864
41	4, 227, 768	5, 032, 296	5, 670, 324	6, 821, 172
42	4, 241, 088	5, 058, 936	5, 691, 636	6, 849, 144
43	4, 257, 072	5, 084, 244	5, 711, 616	6, 873, 120
44	4, 274, 388	5, 110, 884	5, 734, 260	6, 898, 428
45	4, 286, 376	5, 140, 188	5, 756, 904	6, 921, 072
46	4, 302, 360	5, 164, 164	5, 776, 884	6, 941, 052
47	4, 317, 012	5, 188, 140	5, 796, 864	6, 963, 696
48	4, 332, 996	5, 213, 448	5, 819, 508	6, 983, 676
49	4, 347, 648	5, 237, 424	5, 840, 820	7, 006, 320
50	4, 363, 632	5, 261, 400	5, 854, 140	7, 027, 632
51	4, 376, 952	5, 284, 044	5, 868, 792	7, 046, 280
52	4, 394, 268	5, 308, 020	5, 883, 444	7, 067, 592
53	4, 406, 256	5, 329, 332	5, 900, 760	7, 086, 240
54	4, 422, 240	5, 350, 644	5, 914, 080	7, 103, 556
55	4, 438, 224	5, 369, 292	5, 924, 736	7, 119, 540
56	4, 454, 208	5, 389, 272	5, 938, 056	7, 139, 520
57	4, 468, 860	5, 411, 916	5, 950, 044	7, 158, 168
58	4, 484, 844	5, 431, 896	5, 963, 364	7, 170, 156
59	4, 496, 832	5, 451, 876	5, 974, 020	7, 180, 812
60	4, 512, 816	5, 470, 524	5, 986, 008	7, 192, 800
61	4, 528, 800	5, 489, 172	5, 999, 328	7, 204, 788
62	4, 544, 784	5, 509, 152	6, 013, 980	7, 211, 448
63	4, 560, 768	5, 529, 132	6, 027, 300	7, 218, 108
64	4, 576, 752	5, 549, 112	6, 041, 952	7, 224, 768
65	4, 588, 740	5, 567, 760	6, 055, 272	7, 234, 092
66	4, 603, 392	5, 579, 748	6, 068, 592	7, 244, 748
67	4, 615, 380	5, 595, 732	6, 081, 912	7, 250, 076

68	4, 632, 696	5, 610, 384	6, 095, 232	7, 255, 404
69	4, 650, 012	5, 625, 036	6, 104, 556	7, 259, 400
70	4, 663, 332	5, 635, 692	6, 116, 544	7, 266, 060
71	4, 676, 652	5, 646, 348	6, 127, 200	7, 272, 720
72	4, 692, 636	5, 657, 004	6, 139, 188	7, 278, 048
73	4, 705, 956	5, 667, 660	6, 152, 508	7, 283, 376
74	4, 719, 276	5, 678, 316	6, 160, 500	7, 288, 704
75	4, 729, 932	5, 686, 308	6, 169, 824	7, 295, 364
76	4, 744, 584	5, 695, 632	6, 179, 148	7, 300, 692
77	4, 757, 904	5, 707, 620	6, 189, 804	7, 304, 688
78	4, 771, 224	5, 715, 612	6, 197, 796	7, 308, 684
79	4, 783, 212	5, 723, 604	6, 207, 120	7, 312, 680
80	4, 796, 532	5, 730, 264	6, 216, 444	7, 316, 676
81	4, 811, 184	5, 735, 592	6, 225, 768	7, 320, 672
82	4, 824, 504	5, 742, 252	6, 236, 424	7, 324, 668
83	4, 837, 824	5, 748, 912	6, 245, 748	7, 328, 664
84	4, 851, 144	5, 756, 904	6, 255, 072	7, 332, 660
85	4, 861, 800	5, 760, 900	6, 261, 732	7, 335, 324
86	4, 869, 792	5, 768, 892	6, 269, 724	7, 337, 988
87	4, 879, 116	5, 776, 884	6, 280, 380	7, 340, 652
88	4, 888, 440	5, 784, 876	6, 289, 704	7, 343, 316
89	4, 899, 096	5, 788, 872	6, 296, 364	7, 345, 980
90	4, 904, 424	5, 796, 864	6, 305, 688	7, 348, 644
91	4, 911, 084	5, 804, 856	6, 315, 012	7, 351, 308
92	4, 919, 076	5, 812, 848	6, 324, 336	7, 353, 972
93	4, 925, 736	5, 819, 508	6, 330, 996	7, 356, 636
94	4, 929, 732	5, 826, 168	6, 336, 324	7, 357, 968
95	4, 935, 060	5, 832, 828	6, 340, 320	7, 359, 300
96	4, 941, 720	5, 839, 488	6, 344, 316	7, 360, 632
97	4, 948, 380	5, 844, 816	6, 348, 312	
98	4, 953, 708	5, 850, 144	6, 352, 308	
99	4, 959, 036	5, 854, 140	6, 356, 304	
100	4, 967, 028	5, 859, 468	6, 357, 636	
101	4, 972, 356	5, 864, 796	6, 358, 968	
102	4, 979, 016	5, 870, 124	6, 360, 300	

103	4,985,676	5,875,452	6,361,632	
104	4,991,004	5,879,448	6,362,964	
105	4,997,664	5,883,444	6,364,296	
106	5,004,324	5,888,772		
107	5,013,648	5,895,432		
108	5,020,308	5,903,424		
109	5,026,968	5,910,084		
110	5,033,628	5,915,412		
111	5,038,956	5,923,404		
112	5,045,616	5,931,396		
113	5,052,276	5,938,056		
114	5,058,936	5,944,716		
115	5,066,928	5,951,376		
116	5,073,588	5,959,368		
117	5,080,248	5,966,028		
118	5,086,908	5,972,688		
119	5,092,236	5,978,016		
120	5,098,896	5,982,012		
121	5,104,224	5,986,008		
122	5,109,552	5,990,004		
123	5,114,880	5,992,668		
124	5,120,208	5,996,664		
125	5,126,868	5,999,328		
126	5,133,528	6,003,324		
127	5,138,856	6,004,656		
128	5,145,516	6,005,988		
129	5,152,176	6,008,652		
130	5,158,836	6,011,316		
131	5,166,828	6,012,648		
132	5,173,488	6,013,980		
133	5,178,816	6,015,312		
134	5,185,476			
135	5,192,136			
136	5,198,796			
137	5,205,456			

138	5,212,116			
139	5,218,776			
140	5,225,436			
141	5,232,096			
142	5,237,424			
143	5,245,416			
144	5,252,076			
145	5,258,736			
146	5,265,396			
147	5,272,056			
148	5,278,716			
149	5,285,376			
150	5,292,036			
151	5,298,696			
152	5,304,024			
153	5,308,020			
154	5,310,684			
155	5,314,680			
156	5,317,344			
157	5,321,340			
158	5,324,004			
159	5,328,000			
160	5,331,996			
161	5,335,992			
162	5,338,656			
163	5,341,320			
164	5,343,984			
165	5,345,316			

備考 この年俸表は、教員に適用する。

別表第2

年俸の定時改定の号給数

		成績			
		S	A	B	C
年数	3	理事長が 個別に定 める	18	12	6
	2		12	8	4
	1		6	4	2

別表第3

基本年俸の調整額

年俸制教員	支給額
(1) 教授、研究指導等の業務に従事する大学院研究科博士課程（博士課程担当の専門職学位課程を含む。以下「博士課程」という。）を担当する教授	基本年俸に100分の8.5を乗じて得た額
(2) 教授、研究指導等の業務に従事する博士課程を担当する准教授及び講師	基本年俸に100分の8を乗じて得た額
(3) 教授、研究指導等の業務に従事する大学院研究科修士課程を担当する教授、准教授及び講師 （(1)及び(2)に該当する者を除く）	基本年俸に100分の4を乗じて得た額
(4) 教授、研究指導等の業務に従事し、博士課程に在学する学生の指導に常時従事する助教のうち、博士の学位を有するもの、修士課程修了後5年以上の研究歴を有するもの、医科大学若しくは大学の医学部を卒業後6年以上の研究歴を有するもの又は大学卒業後8年以上の研究歴を有するもので市立大学の助教又は助手としての在職期間が6月以上のもの	
(5) 医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救治に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	129,600円
(6) 医学部附属病院において、(5)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	97,200円

別表第4

業績年俸表

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	
				1 種以外	1 種
1	1,085,010	1,486,048	1,772,390	2,382,370	2,434,160
2	1,096,420	1,502,892	1,791,408	2,396,570	2,448,670
3	1,107,830	1,519,734	1,810,424	2,411,908	2,464,340
4	1,119,240	1,537,666	1,829,984	2,426,676	2,479,430
5	1,130,132	1,554,510	1,847,916	2,440,878	2,493,940
6	1,141,542	1,570,266	1,869,106	2,455,646	2,509,030
7	1,152,952	1,586,566	1,887,580	2,469,848	2,523,540
8	1,164,362	1,601,780	1,906,596	2,484,616	2,538,630
9	1,176,292	1,615,908	1,923,440	2,500,522	2,554,882
10	1,188,740	1,632,750	1,943,544	2,514,156	2,568,810
11	1,201,186	1,649,052	1,961,474	2,527,788	2,582,740
12	1,213,634	1,665,352	1,979,948	2,541,990	2,597,250
13	1,225,564	1,680,022	1,996,792	2,555,622	2,611,180
14	1,238,010	1,694,148	2,010,918	2,569,256	2,625,108
15	1,250,458	1,708,276	2,026,132	2,584,024	2,640,198
16	1,262,906	1,722,402	2,041,346	2,598,226	2,654,708
17	1,274,834	1,735,442	2,054,930	2,610,722	2,667,478
18	1,292,988	1,750,656	2,066,884	2,624,356	2,681,406
19	1,311,140	1,765,326	2,078,836	2,638,556	2,695,916
20	1,329,292	1,781,084	2,092,420	2,652,758	2,710,426
21	1,347,446	1,793,038	2,103,830	2,665,822	2,723,776
22	1,366,116	1,808,794	2,115,242	2,678,888	2,737,124
23	1,384,788	1,824,008	2,126,652	2,691,952	2,750,474
24	1,401,904	1,839,766	2,138,604	2,705,018	2,763,822
25	1,419,538	1,852,262	2,150,558	2,718,082	2,777,172
26	1,435,616	1,866,932	2,161,426	2,731,148	2,790,520
27	1,452,730	1,879,972	2,171,748	2,743,644	2,803,288
28	1,468,290	1,894,100	2,182,616	2,756,710	2,816,638
29	1,484,368	1,907,684	2,194,026	2,769,774	2,829,986
30	1,497,852	1,920,180	2,204,350	2,782,272	2,842,756
31	1,510,820	1,932,678	2,214,130	2,794,200	2,854,944

32	1, 523, 786	1, 945, 718	2, 224, 454	2, 806, 696	2, 867, 712
33	1, 537, 788	1, 956, 042	2, 234, 234	2, 818, 626	2, 879, 900
34	1, 553, 348	1, 967, 994	2, 244, 558	2, 831, 122	2, 892, 668
35	1, 567, 352	1, 979, 948	2, 255, 424	2, 843, 052	2, 904, 858
36	1, 582, 392	1, 992, 446	2, 265, 748	2, 855, 548	2, 917, 626
37	1, 597, 952	2, 006, 028	2, 276, 072	2, 868, 046	2, 930, 394
38	1, 609, 880	2, 017, 982	2, 285, 308	2, 878, 270	2, 940, 842
39	1, 621, 292	2, 028, 850	2, 294, 002	2, 887, 928	2, 950, 708
40	1, 634, 776	2, 040, 802	2, 303, 238	2, 898, 152	2, 961, 156
41	1, 646, 186	2, 052, 756	2, 313, 018	2, 908, 944	2, 972, 182
42	1, 651, 372	2, 063, 624	2, 321, 712	2, 920, 874	2, 984, 370
43	1, 657, 596	2, 073, 946	2, 329, 862	2, 931, 098	2, 994, 818
44	1, 664, 338	2, 084, 814	2, 339, 100	2, 941, 892	3, 005, 846
45	1, 669, 006	2, 096, 768	2, 348, 336	2, 951, 548	3, 015, 712
46	1, 675, 230	2, 106, 548	2, 356, 486	2, 960, 068	3, 024, 418
47	1, 680, 936	2, 116, 328	2, 364, 636	2, 969, 726	3, 034, 284
48	1, 687, 160	2, 126, 652	2, 373, 874	2, 978, 246	3, 042, 990
49	1, 692, 864	2, 136, 432	2, 382, 566	2, 987, 902	3, 052, 856
50	1, 699, 088	2, 146, 212	2, 388, 000	2, 996, 992	3, 062, 144
51	1, 704, 274	2, 155, 448	2, 393, 978	3, 004, 944	3, 070, 268
52	1, 711, 018	2, 165, 228	2, 399, 954	3, 014, 032	3, 079, 554
53	1, 715, 684	2, 173, 922	2, 407, 018	3, 021, 986	3, 087, 680
54	1, 721, 908	2, 182, 616	2, 412, 450	3, 029, 370	3, 095, 226
55	1, 728, 132	2, 190, 222	2, 416, 798	3, 036, 186	3, 102, 190
56	1, 734, 356	2, 198, 372	2, 422, 232	3, 044, 706	3, 110, 896
57	1, 740, 062	2, 207, 610	2, 427, 122	3, 052, 660	3, 119, 022
58	1, 746, 286	2, 215, 760	2, 432, 554	3, 057, 772	3, 124, 246
59	1, 750, 952	2, 223, 910	2, 436, 902	3, 062, 316	3, 128, 888
60	1, 757, 176	2, 231, 516	2, 441, 792	3, 067, 428	3, 134, 112
61	1, 763, 400	2, 239, 124	2, 447, 224	3, 072, 540	3, 139, 336
62	1, 769, 624	2, 247, 274	2, 453, 202	3, 075, 382	3, 142, 238
63	1, 775, 848	2, 255, 424	2, 458, 636	3, 078, 222	3, 145, 140
64	1, 782, 072	2, 263, 574	2, 464, 612	3, 081, 062	3, 148, 042
65	1, 786, 740	2, 271, 182	2, 470, 046	3, 085, 038	3, 152, 104
66	1, 792, 444	2, 276, 072	2, 475, 478	3, 089, 582	3, 156, 748

67	1,797,112	2,282,592	2,480,912	3,091,854	3,159,068
68	1,803,856	2,288,568	2,486,346	3,094,126	3,161,390
69	1,810,598	2,294,544	2,490,150	3,095,830	3,163,132
70	1,815,784	2,298,892	2,495,040	3,098,670	3,166,034
71	1,820,970	2,303,238	2,499,386	3,101,512	3,168,936
72	1,827,194	2,307,586	2,504,276	3,103,784	3,171,256
73	1,832,380	2,311,932	2,509,710	3,106,056	3,173,578
74	1,837,568	2,316,278	2,512,970	3,108,328	3,175,900
75	1,841,716	2,319,538	2,516,774	3,111,168	3,178,802
76	1,847,422	2,323,342	2,520,576	3,113,440	3,181,124
77	1,852,608	2,328,232	2,524,924	3,115,144	3,182,864
78	1,857,794	2,331,492	2,528,184	3,116,848	3,184,606
79	1,862,462	2,334,752	2,531,986	3,118,552	3,186,346
80	1,867,648	2,337,470	2,535,790	3,120,256	3,188,088
81	1,873,354	2,339,642	2,539,594	3,121,960	3,189,830
82	1,878,540	2,342,360	2,543,940	3,123,664	3,191,570
83	1,883,726	2,345,076	2,547,744	3,125,368	3,193,312
84	1,888,914	2,348,336	2,551,548	3,127,072	3,195,052
85	1,893,062	2,349,966	2,554,264	3,128,210	3,196,214
86	1,896,174	2,353,226	2,557,524	3,129,346	3,197,374
87	1,899,804	2,356,486	2,561,870	3,130,482	3,198,536
88	1,903,436	2,359,746	2,565,674	3,131,618	3,199,696
89	1,907,584	2,361,376	2,568,390	3,132,754	3,200,856
90	1,909,660	2,364,636	2,572,194	3,133,890	3,202,018
91	1,912,252	2,367,896	2,575,998	3,135,026	3,203,178
92	1,915,364	2,371,156	2,579,802	3,136,162	3,204,340
93	1,917,958	2,373,874	2,582,518	3,137,298	3,205,500
94	1,919,514	2,376,590	2,584,692	3,137,866	3,206,080
95	1,921,588	2,379,306	2,586,322	3,138,434	3,206,660
96	1,924,182	2,382,024	2,587,952	3,139,002	3,207,242
97	1,926,774	2,384,196	2,589,582		
98	1,928,850	2,386,370	2,591,212		
99	1,930,924	2,388,000	2,592,842		
100	1,934,036	2,390,174	2,593,384		
101	1,936,110	2,392,348	2,593,928		

102	1, 938, 704	2, 394, 520	2, 594, 472		
103	1, 941, 296	2, 396, 694	2, 595, 014		
104	1, 943, 372	2, 398, 324	2, 595, 558		
105	1, 945, 964	2, 399, 954	2, 596, 102		
106	1, 948, 558	2, 402, 128			
107	1, 952, 188	2, 404, 844			
108	1, 954, 782	2, 408, 104			
109	1, 957, 374	2, 410, 820			
110	1, 959, 968	2, 412, 994			
111	1, 962, 042	2, 416, 254			
112	1, 964, 636	2, 419, 514			
113	1, 967, 228	2, 422, 232			
114	1, 969, 822	2, 424, 948			
115	1, 972, 934	2, 427, 664			
116	1, 975, 528	2, 430, 924			
117	1, 978, 120	2, 433, 642			
118	1, 980, 714	2, 436, 358			
119	1, 982, 788	2, 438, 532			
120	1, 985, 382	2, 440, 162			
121	1, 987, 456	2, 441, 792			
122	1, 989, 530	2, 443, 422			
123	1, 991, 606	2, 444, 508			
124	1, 993, 680	2, 446, 138			
125	1, 996, 274	2, 447, 224			
126	1, 998, 866	2, 448, 854			
127	2, 000, 942	2, 449, 398			
128	2, 003, 534	2, 449, 942			
129	2, 006, 128	2, 451, 028			
130	2, 008, 720	2, 452, 114			
131	2, 011, 832	2, 452, 658			
132	2, 014, 426	2, 453, 202			
133	2, 016, 500	2, 453, 746			
134	2, 019, 094				
135	2, 021, 686				
136	2, 024, 280				

137	2,026,874				
138	2,029,466				
139	2,032,060				
140	2,034,654				
141	2,037,246				
142	2,039,320				
143	2,042,432				
144	2,045,026				
145	2,047,620				
146	2,050,212				
147	2,052,806				
148	2,055,400				
149	2,057,992				
150	2,060,586				
151	2,063,178				
152	2,065,254				
153	2,066,810				
154	2,067,846				
155	2,069,402				
156	2,070,440				
157	2,071,996				
158	2,073,034				
159	2,074,590				
160	2,076,144				
161	2,077,700				
162	2,078,738				
163	2,079,776				
164	2,080,812				
165	2,081,332				

備考 この年俸表は、教員に適用する。